

令和5年 歳末火災特別警戒実施要綱

北見地区消防組合

～ 火災・災害のない住みよい「まち」をめざして ～

◎実施期間

令和5年12月15日(金)～12月31日(日) 17日間実施

◎歳末火災特別警戒の目的

何かと忙しくなる年の瀬を迎え、火災に対する警戒心がゆるみがちになることから、住民への防火意識の高揚を図り、火災のない明るい新年を迎えていただくために実施いたします。



全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

組合内統一防火標語

消しました？ 確かめ合いの ひとことを

◎ 歳末火災特別警戒の推進事項



1. 住宅防火対策を推進するために

- ① 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図ります。
- ② 消防署・支署・出張所・消防団施設において、防火のぼりや火災予防懸垂幕の掲揚を行うとともに、消防車両による巡回広報を実施します。
- ③ 報道機関への記事掲載や取材協力等要請、広報誌等を通して火災予防思想の普及や防火安全対策の徹底を図ります。

2. 放火火災の防止と事業所における防火安全対策を推進するために

- ① 各種広報を通じて放火火災に対する対応力の向上と、放火されない環境づくりの推進を図ります。
- ② 物品販売店舗や遊興の用に供する施設への防火管理体制の強化や、放火されない環境づくりの推進を図ります。

3. 特定防火対象物等における防火安全対策を推進するために

- ① 防火対象物定期点検報告制度や防災管理点検報告制度の周知を図ります。
- ② 消防法令違反對象物に対する是正指導の強化を図ります。
- ③ 表示制度及び公表制度の取組みの推進を図ります。



◎北見地区消防組合が実施する事項

運動の周知方法

- ・ 車両による巡回広報・夜間巡回広報
消防署・出張所（西、東、南）・支署（端野、常呂、留辺蘂、置戸、訓子府）・消防団
- ・ 報道機関及び消防関係団体に対する協力要請
- ・ 関係各所へ実施要綱等の配付
- ・ サイレン吹鳴（吹鳴時間については、各地域の実情に応じ実施）
- ・ 市内バスにおける車内広告



各所属における特別行事等

☆ 消防本部

- ・ 消防サンタによる幼稚園・保育園火災予防啓発
- ・ 物品販売店における火災予防啓発店内放送の依頼
- ・ 飲食店における火災予防啓発グッズの配布
- ・ 防火啓発パン作り（12月8日）

☆ 北見消防署および出張所

- ・ 歳末火災特別警戒用懸垂幕・のぼり掲揚（消防署）
- ・ 歳末火災特別警戒幕・のぼり掲揚（西、東、南）
- ・ 物品販売店における火災予防啓発（南）

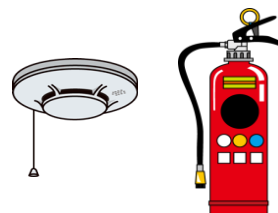
☆ 支署

- ・ 歳末火災特別警戒用懸垂幕・のぼり掲揚（端野、常呂、留辺蘂、置戸、訓子府）
- ・ 消防サンタによる幼稚園・保育園火災予防啓発（端野、常呂、留辺蘂、置戸、訓子府）
- ・ 大型店舗における火災予防啓発（端野）



◎住宅防火「いのちを守る10のポイント」

1. 寝タバコは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



4
つ
の
習
慣

1. 火災の発生を防ぐため、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

6
つ
の
対
策

◎実施期間および消防関係団体



《 実 施 機 関 》

北見地区消防組合消防本部 ・ 消防署 ・ 出張所 ・ 支署

北見消防団 ・ 端野消防団 ・ 常呂消防団 ・ 留辺蘂消防団 ・ 置戸消防団 ・ 訓子府消防団

《 消 防 関 係 団 体 》

北見地区消防設備安全協会 ・ 北見地区幼年少年婦人防火委員会

北見市防火協会 ・ 北見地区危険物安全協会

北見地区防火管理協議会 ・ 置戸町防火推進連絡協議会

留辺蘂町防火管理者連絡協議会

◎火災予防のご相談はお気軽に



| | | | |
|-----------|-----------------|-------------------|------------------|
| 消 防 本 部 | 0 9 0 - 0 0 6 5 | 北見市寿町2丁目1番28号 | TEL 25-1521 |
| 消 防 署 | 0 9 0 - 0 0 6 5 | 北見市寿町2丁目1番28号 | TEL 25-1525 |
| 西 出 張 所 | 0 9 0 - 0 8 3 7 | 北見市中央三輪7丁目446番地58 | TEL 36-2410 |
| 東 出 張 所 | 0 9 0 - 0 8 0 1 | 北見市春光町3丁目10番6号 | TEL 24-6324 |
| 南 出 張 所 | 0 9 0 - 0 8 2 3 | 北見市広明町210番地3 | TEL 22-5119 |
| 端 野 支 署 | 0 9 9 - 2 1 0 2 | 北見市端野町二区469番地1 | TEL 56-2155 |
| 常 呂 支 署 | 0 9 3 - 0 2 1 0 | 北見市常呂町字常呂558番地 | TEL 0152-54-2630 |
| 留 辺 蘂 支 署 | 0 9 1 - 0 0 2 6 | 北見市留辺蘂町旭公園99番地18 | TEL 42-2049 |
| 置 戸 支 署 | 0 9 9 - 1 1 0 0 | 置戸町字置戸192番地 | TEL 52-3103 |
| 訓 子 府 支 署 | 0 9 9 - 1 4 0 3 | 訓子府町東幸町5番地 | TEL 47-2419 |

当組合のホームページ

<http://www.city.kitami.hokkaido.jp>



詳しい情報は
こちらから!!